資料２

令和８年１１月２６日

佐野市長　金　子　　裕　様

佐野市水道料金審議会
会長　岩　崎　　忠

佐野市の適正な水道料金の水準について（答申）

令和８年７月１６日付け、佐企経発第１０８号で諮問のあった標記の件について、別紙のとおり答申します。

答　　申　　書　　（案）

１　はじめに

水道は、市民生活や産業活動にとって必要不可欠なインフラであり、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給していくことは、水道事業者の責務である。

佐野市水道事業を取り巻く環境は、人口減少や節水志向、大口使用者の地下水使用への切替等により、水道料金収入が減少傾向にある一方で、近年の物価高騰や人件費上昇、施設や水道管の老朽化への対応等により事業費は増加する見通しであり、健全な事業経営の継続が難しい状況となっている。

こうした厳しい経営環境の中、本市では、これまでも経費の削減や業務の効率化など、経営の効率化・合理化に努め、健全な事業運営に取り組んできたところである。

本審議会では、これらの経営努力を踏まえた上で、将来にわたり健全な事業運営を維持し、安全・安心な水道水を安定的に供給していくため、今後の水道料金のあり方について審議を行い、以下の結論を得たので、ここに答申する。

２　料金改定の必要性

給水収益の減少や水道施設、管路の老朽化、急激に変化する社会・経済情勢や、これに伴う物価高騰等により、現行の料金水準のままでは、令和１１年度には資金が枯渇することが想定される。

また、本市においては、これまでも経営努力を重ね、経費の削減や業務の効率化等に取り組んできたところであるが、今後見込まれる収入の減少や費用の増加を、経営努力のみで対応することは困難な状況にある。

このことから、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給していくためには、水道料金の改定が必要であると判断した。

３　改定時期について

昨今の物価上昇により水道使用者の多くが大きな影響を受けている状況下、水道料金の改定は慎重な判断が求められる。

しかしながら、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給し続ける

には、早期に料金改定を実施することが望ましいものといえる。
ただし、使用者への周知期間を設ける必要性を考慮し、令和９年７月１日から適用することが適当である。

４　平均改定率について

料金算定期間（令和９年度から令和１２年度）における事業経営に必要な料金水準を検討した結果、総括原価方式による試算では、現行料金体系に対して平均改定率２８．９０％が必要である。
この改定により、料金算定期間における給水収益は現行料金の場合の見込み約６６億円に対し、約８７億円となる見込みである。
比較ケースによる検証も踏まえ、将来の安定的な事業運営に必要な財源を確保する観点から、平均改定率２８．９０％とすることが適当である。

５　新料金体系について

料金体系については、負担の公平性を図ることを前提として、人口減少などの経営環境の変化や時代背景、激変緩和などについて配慮する必要があるため、使用者間の負担の公平性、将来の料金収入の安定性及び負担の平準化を総合的に考慮して設定することが適当である。

（１）基本水量の廃止

基本水量とは、公衆衛生の向上という観点から、基本料金に一定量の水量を含め、すべての使用者に対して生活に必要な水の使用を促進するために導入された制度であり、本市では２か月あたり２０㎥を付与している。
しかし、基本水量内では料金が定額であるため、節水しても、その節水努力が料金に反映されないことが課題として挙げられ、負担の公平性を図るため基本水量を廃止することが適当である。

（２）逓増度の緩和

本市では、使用水量の増加と共に１㎥当たりの単価が段階的に高くなる逓増制を採用している。逓増制は、過去に水需要が右肩上がりで増加した時代に、水道設備の施設能力を超える水需要が発生しないよう、水の使用を一定程度抑制するために採用された制度である。
しかし、水需要が減少傾向にある現状においては、需要減少以上の速さで収入減を招くおそれがあるため、見直しが求められている。

今回は、負担の公平性と経営の安定性の観点から大口使用者に負担が偏っている逓増度について、緩和することが適切であると判断した。

（３）湯屋業用の料金体系について

湯屋業用とは、公衆浴場法に基づく一般公衆浴場において、入浴サービスを提供するために使用する水道を対象とした料金区分である。一般公衆浴場は、地域住民の公衆衛生の向上や生活衛生の確保に寄与するなど、公共的な役割を担っている。

本市の水道料金においては、一般用とは別に湯屋業用の料金区分を設け、一般用と比較して低廉な料金体系としている。これは、一般公衆浴場が有する公共的な役割や、その経営が水道料金の負担によって過度に圧迫されることを避ける観点から設定されているものである。

湯屋業用については、一般公衆浴場の公共的な役割及び経営への影響等を考慮し、一般用と同様の改定を行うことは適当ではなく、現行の料金体系を維持することが適当であると判断した。

（４）臨時用の料金体系について

臨時用とは、建築工事その他の理由により、一時的に水道を使用する場合に適用する料金区分である。一般用が継続的な給水を前提としているのに対し、臨時用は使用期間及び使用目的が限定されるなど、その利用形態が異なることから、一般用とは別に料金体系を設けている。

臨時用の料金区分を明確に設けることは、臨時的な水道使用に係る給水の申込みや使用開始等の手続きを適正に行うことを促し、水道使用の実態を適切に把握するとともに、適正な料金徴収を確保する上でも重要である。

臨時用の料金体系については、臨時的な水道使用の実態及び一般用との負担の公平性を考慮するとともに、適正な給水手続き及び料金徴収を確保する観点から、今回の料金改定に併せて見直すことが適当である。

表１　改定後の水道料金体系　一般用（２か月）（税込み）

メーターの口径	基本料金	従量料金（1 立方メートルにつき）
13 ミリメートル	1,760 円	1 立方メートルを超え 10 立方メートルまでの分　66 円 10 立方メートルを超え 20 立方メートルまでの分　88 円 20 立方メートルを超え 50 立方メートルまでの分　132 円 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまでの分　176 円 100 立方メートルを超え 300 立方メートルまでの分　220 円 300 立方メートルを超える分　264 円
20 ミリメートル	2,090 円	
25 ミリメートル	5,500 円	
40 ミリメートル	16,500 円	
50 ミリメートル	22,000 円	
75 ミリメートル	44,000 円	
100 ミリメートル	55,000 円	
125 ミリメートル	66,000 円	
150 ミリメートル	77,000 円	

表２　水道料金体系　湯屋業用（現行どおり）（２か月）（税込み）

メーターの口径	基本料金		超過料金（1 立方メートルにつき）
	水量	金額	
13 ミリメートル	200 立方メートルまで	11,011 円	200 立方メートルを超える分　99 円
20 ミリメートル		11,105 円	
25 ミリメートル		11,126 円	
40 ミリメートル		11,492 円	
50 ミリメートル		12,823 円	
75 ミリメートル		13,546 円	
100 ミリメートル		14,520 円	
125 ミリメートル		16,448 円	
150 ミリメートル		19,475 円	

表３　改定後の水道料金体系　臨時用（２か月）（税込み）

メーターの口径	基本料金	従量料金（1 立方メートルにつき）
13 ミリメートル	3,850 円	275 円
20 ミリメートル	4,180 円	
25 ミリメートル	7,590 円	
40 ミリメートル	18,700 円	
50 ミリメートル	24,200 円	
75 ミリメートル	46,200 円	
100 ミリメートル	57,200 円	
125 ミリメートル	68,200 円	
150 ミリメートル	79,200 円	

６　その他

（１）請求額の端数処理について

請求額の端数処理については、現在の１０円未満切り捨ての取扱いを廃止し、算定した料金額を基に請求することで、使用者間の公平性を確保し、適正な料金収入の確保を図ることが適当である。

（２）口座振替割引制度について

口座振替割引については、口座振替による納付を促進することで、経費の削減や納付書の作成・発送等に係る事務の効率化が図られることから、その効果を利用者に還元するとともに口座振替の利用を促進するため、現行の５０円から５５円に割引額を増額することが適当である。

（３）算定期間の中途における開始・休止の料金算定について

算定期間の中途において水道の使用を開始又は休止した場合の料金算定については、基本水量の廃止に伴い、現在の使用水量を基準とした算定方法を見直し、基本料金については使用日数を基準として算定するとともに、従量料金については実際の使用水量に応じて算定する方法に改めることが適当である。

７　付帯意見

（１）料金の定期的・計画的な見直しについて

今後も定期的に水道事業の経営状況、給水収益、施設更新に必要な費用及び内部留保資金等を検証し、その時々の社会経済情勢や市民負担にも十分配慮しながら、適正な水道料金について継続的に検討されたい。

特に、将来における急激な料金改定を避けるためにも、一定の期間ごとに料金水準の妥当性を検証し、必要に応じて適時適切な見直しを行うことが望ましい。

（２）広報活動について

今回の水道料金改定については、市民生活に直接影響するものであることから、改定の必要性や背景、水道事業を取り巻く現状、今後の施設更新等に必要となる財源について、市民の理解を得ることが重要である。

このため、様々な広報媒体を積極的に活用し、幅広い世代に対して、分かりやすく丁寧な情報発信を行うことを望む。

佐野市水道料金審議会委員

役　職	氏　　名	団　体　名
会　長	岩　崎　　忠	白鷗大学法学部教授
副会長	五十畑　正　夫	佐野市社会福祉協議会
委　員	川　嶋　嘉　一	佐野市議会
〃	小　森　隆　一	佐野市議会
〃	大　山　圭　司	佐野市議会
〃	武　藤　純　子	佐野市町会長連合会
〃	田　中　成　美	佐野商工会議所
〃	萩　原　理歌子	佐野市あそ商工会
〃	北　岡　篤　哉	佐野市 PTA 連合会
〃	須　藤　記　代	佐野市民生委員児童委員協議会
〃	大　士　桂　一	佐野農業協同組合
〃	永　倉　初　江	男女共同参画ネットワークさの
〃	丸　山　千恵子	栃木県消費生活リーダー連絡協議会佐野支部
〃	和　田　慶　子	関東信越税理士会佐野支部
〃	小　柳　隆　一	日本水道協会